

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	御嵩町

御嵩町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 御嵩町役場 農林課
所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
電話番号 0574-67-2111
FAX番号 0574-67-1999
メールアドレス nourin@town.mitake.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	御嵩町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲、野菜等	金額 2,407千円	面積 2.00ha
ニホンジカ	水稲、野菜等	金額 0千円	面積 0.00ha
ヌートリア	水稲、野菜等	金額 11千円	面積 0.01ha
アライグマ	水稲、野菜等	金額 6千円	面積 0.01ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

町内全域で年間を通してイノシシによる被害が発生しており、農作物のほか畦畔、農地の法面の掘り崩しなどの被害が増加している。被害は山間地域だけでなく、市街地においても発生しており、農家の生産意欲の低下が懸念されている。また、近年ではニホンジカ、ヌートリア、アライグマについても目撃情報や被害報告が増加しており、今後の動向を注視していく必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	2.0ha	2,407千円	1.40ha	1,685千円
ニホンジカ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
ヌートリア	0.01ha	11千円	0.00ha	0千円
アライグマ	0.01ha	6千円	0.00ha	0千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲隊を編成し、町有の捕獲檻のほか個人所有の檻を借用して、町内全域で捕獲を行っている。	捕獲隊員の人材確保が課題である。新たな被害箇所（市街地）への檻の設置について、適切な場所の確保、維持管理も課題である。
防護柵の設置等に関する取組	電気防護柵設置等に係る経費の一部を助成し、農家負担の軽減を図っている。	電気防護柵等未設置の農地に被害が発生しているため、集落全体を囲む共同設置などの対策が課題である。 山間部では、山際に接した農地が多く、緩衝帯などの整備が課題である。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣が住み着かないよう、耕作放棄地（遊休農地）の解消活動を行っている。	地域住民の高齢化により遊休農地が増加しており、解消活動が追い付いていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 鳥獣被害防止のため、防除と被害原因の除去を行う。
- ・ 鳥獣を寄せ付けない環境にするため、耕作放棄地や里山の適切な管理（緩衝帯の設置、枝打ち管理等）、未収穫農産物等の早期処理を啓発する。
- ・ 農業者等への鳥獣被害対策の知識を普及（狩猟免許取得の促進等担い手、後継者の育成）する。
- ・ 侵入防止柵設置経費の一部助成、国交付金制度等の活用について引き続き啓発活動を行う。
- ・ ICT 機器の活用を推進し、被害防止対策への負担の軽減を図る。
- ・ 被害防止対策協議会が中心となって、地域住民自らが行う集落ぐるみの対策を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
 (ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域自治会や、農事改良組合等からの有害鳥獣被害報告を受け、御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領及び御嵩町有害鳥獣捕獲隊編成規程に基づき、狩猟資格保有者で組織する御嵩町有害鳥獣捕獲隊と被害状況を調査し、捕獲檻を設置して捕獲する。

また、狩猟免許取得の促進により担い手、後継者づくりを進め捕獲隊を増員し、捕獲体制を強化する。

大型鳥獣の駆除にあたりライフル銃を使用して捕獲することができる。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	町所有のほか、個人所有の檻を借用して、捕獲機材を確保するとともに、必要に応じて捕獲のための箱わなを購入する。 狩猟免許取得を促進し、捕獲する人材を確保する。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	町所有のほか、個人所有の檻を借用して、捕獲機材を確保するとともに、必要に応じて捕獲のための箱わなを購入する。 狩猟免許取得を促進し、捕獲する人材を確保する。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	町所有のほか、個人所有の檻を借用して、捕獲機材を確保するとともに、必要に応じて捕獲のための箱わなを購入する。 狩猟免許取得を促進し、捕獲する人材を確保する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

特に被害の多いイノシシ、近年目撃が報告されているニホンジカ、ヌートリア、アライグマを対象に、農作物等の被害状況に応じ、4月から10月末にかけて御嵩町全域を対象に積極的な捕獲を行う。

なお、必要に応じて鳥獣保護区においては3月まで捕獲する。

各種の捕獲頭数の考えは以下のとおりです。

- ・イノシシ…令和3年度は豚熱により活動を自粛したことにより捕獲無しとしている。豚熱の発生前の令和元年以前は、250頭近く捕獲できていたことにより250頭を目標とする。
- ・ニホンジカ…令和4年度及び令和5年度に1頭ずつ捕獲報告があった。近年目撃情報が増加しており今後被害が出る可能性も考慮し、各地区（御嵩町は3地区（上之郷、御嵩・中、伏見）、以下、「各地区」という）1頭ずつ捕獲する目標とする。
- ・ヌートリア…平成30年度以降捕獲されていないが、目撃情報は報告されている。再度被害が発生する可能性もあるため、各地区1頭ずつを目標とする。
- ・アライグマ…直近3年の平均は10頭/年となり、同等程度の捕獲を見込む。

捕獲実績

	イノシシ	ニホンジカ	ヌートリア	アライグマ
令和3年度	0頭	0頭	0頭	10頭
令和4年度	183頭	1頭	0頭	6頭
令和5年度	199頭	1頭	0頭	14頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	250頭	250頭	250頭
ニホンジカ	3頭	3頭	3頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ヌートリア	3頭	3頭	3頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

有害鳥獣捕獲隊による、効果的なイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマの捕獲を行うことにより被害の抑制を図る。

- ・ 檻による捕獲を行う。
- ・ 実施予定期間は、4月から10月末とするが、鳥獣保護区における捕獲は

必要に応じて3月まで延長する。
 ・ 捕獲場所は、御嵩町全域とする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 大型獣類捕獲に関しては、捕獲率の向上のため、長距離の狙撃ができるライフル銃による捕獲が有効である。大型獣類による被害が発生した場合にライフル銃による捕獲を実施することができる。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	被害防止施設 設置費補助金数 23件(個人・団体)	被害防止施設 設置費補助金数 23件(個人・団体)	被害防止施設 設置費補助金数 23件(個人・団体)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	侵入防止柵の適 正な管理の啓発を 実施する。	侵入防止柵の適 正な管理の啓発を 実施する。	侵入防止柵の適 正な管理の啓発を 実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	有害鳥獣の住みかとならないための耕作放棄地(遊休農地)の解消活動を、農業委員会と連携して取り組む。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	有害鳥獣の住みかとならないための耕作放棄地(遊休農地)の解消活動を、農業委員会と連携して取り組む。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	有害鳥獣の住みかとならないための耕作放棄地(遊休農地)の解消活動を、農業委員会と連携して取り組む。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

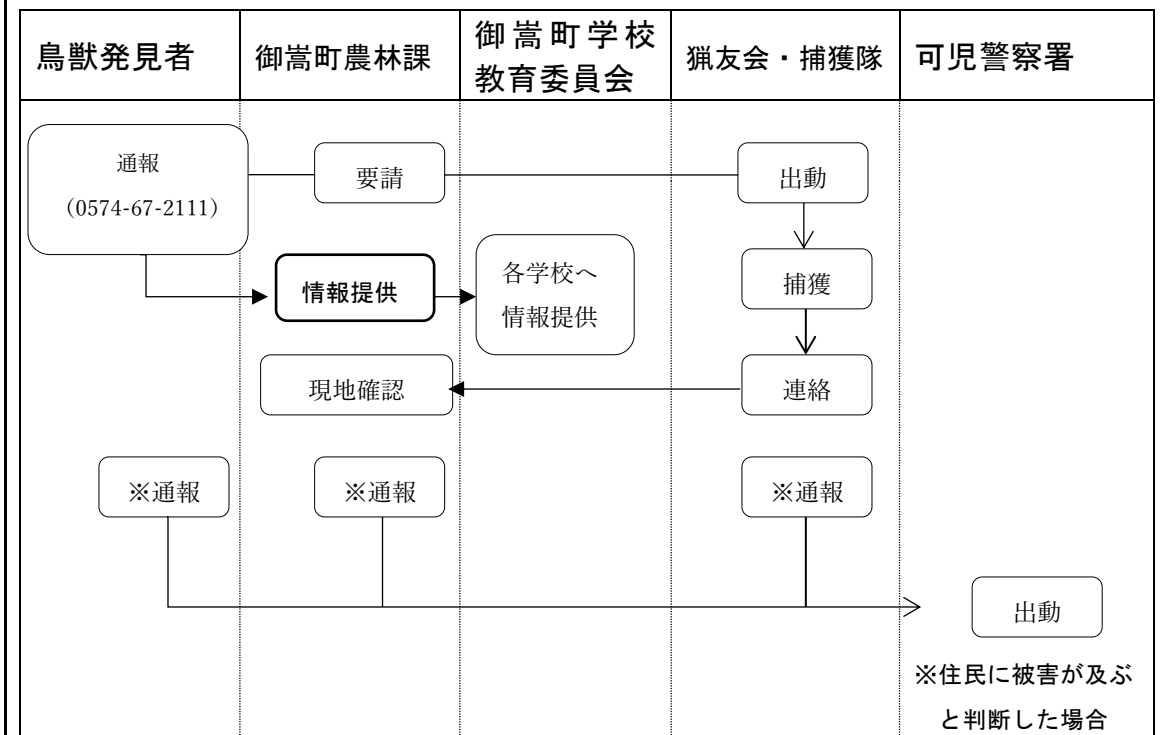
関係機関等の名称	役割
御嵩町猟友会	緊急時における鳥獣捕獲、情報提供
御嵩町有害鳥獣捕獲隊	緊急時における鳥獣捕獲、情報提供
可児警察署	住民の安全確保
御嵩町農林課	事務局

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

- ①鳥獣発見時は速やかに御嵩町農林課へ通報する。
- ②御嵩町農林課から、猟友会、捕獲隊への要請及び御嵩町学校教育委員会へ情報提供。住民に被害が及ぶと判断した場合は可児警察署に連絡する。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋却処分又は焼却処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品

ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	御嵩町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
御嵩町猟友会	有害鳥獣捕獲、情報提供
御嵩町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣捕獲、情報提供
御嵩町農業委員会	関連情報提供、普及啓発
御嵩町農事改良組合	被害状況、情報収集
JAめぐみの可児営農経済センター	営農指導、普及啓発
岐阜県農業共済組合 中濃支所	被害調査、県連情報提供
岐阜県可茂農林事務所	被害防止対策指導、情報提供
御嵩町農林課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂県事務所	有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に

	関する助言と情報提供
--	------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日付けにて、鳥獣被害対策実施隊を設置済み。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許保持者の高齢化や狩猟免許の新規取得者が少ないことから、捕獲従事者の確保を図るため、狩猟免許の取得に対する補助事業を令和 6 年から実施する。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。